

1 【17 涉外事案 親権者変更申立事件】

2 平成28年（家）第△△号 親権者変更申立事件

3 審 判

4 国籍 フィリピン

5 住所 A県B市C町×丁目××番×-×××号 ○○ハイツ

6 申立人 ○○○○○ △△△△△

7 本籍 A県D市E町×丁目××番地×

8 住所 A県D市E町×丁目××番×

9 相手方 甲野一郎

10 本籍 相手方と同じ

11 住所 申立人と同じ

12 未成年者 甲野太郎

13 平成12年5月×日生

14 主文

15 1 未成年者の親権者を相手方から申立人に変更する。

16 2 手続費用は各自の負担とする。

17 理由

18 第1 申立ての趣旨

19 主文第1項と同旨

20 第2 事案の概要

21 本件は、申立人が、未成年者を監護しており、今後もその予定であること
22 や、未成年者が親権者を変更することを望んでいることなどを理由に、親権者
23 の変更が必要であると主張して、未成年者の親権者を相手方から申立人へ変更
24 することを求めた事案である。

25 第3 当裁判所の判断

1 本件記録及び手続の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 申立人（1970年（昭和45年）2月××日生、フィリピン国籍）と相手方（昭和30年5月××日、日本国籍）は、平成6年3月×日に婚姻し、平成12年5月×日に未成年者（日本国籍）をもうけたが、平成26年9月に未成年者の親権者を相手方と定めて協議離婚した。

(2) 未成年者は、上記離婚後、相手方と共に生活をしていたが、相手方が未成年者の学校の学費の滞納をしたり、複数の交際相手を家に泊めたりしたことなどをしたことから、相手方との生活に耐えられなくなり、平成27年9月頃、相手方宅を出て、申立人宅に転居した。以後、申立人は、稼働して収入を得ながら、未成年者を監護しており、今後も未成年者を監護していく意向である。

(3) 未成年者は、家庭裁判所調査官による面接調査において、今後も、申立人と共に生活をしたいと述べるとともに、自己の親権者に申立人がなることを希望した。

(4) 相手方は、当裁判所に「太郎の好きにするがよい。」と記載された書面を提出するのみで、本件の審問の期日には出頭しなかった。

2(1) 申立人の国籍はフィリピンであるが、本件記録によれば、未成年者の住所が日本にあると認められるから、日本に国際裁判管轄権があると認められる。また、本件の準拠法については、法の適用に関する通則法32条本文により、未成年者の本国法である日本法となる。【注】

(2) そこで検討するに、上記認定事実によれば、未成年者の利益のため、未成年者の親権者を相手方から申立人に変更する必要があると認められる。

3 よって、主文のとおり審判する。

平成28年9月×日

A家庭裁判所

裁 判 官

○ ○ ○ ○

2 【注】国際裁判管轄と準拠法は、争点となっていなくても、簡潔に判断を示すことが相当
3 である。なお、養育費の支払義務や婚姻費用の分担義務といった親族関係から生じる扶養
4 の義務の準拠法については、法の適用に関する通則法ではなく、扶養義務の準拠法に関する
5 法律によって定まることに留意する必要がある。